

保証事務の取扱いについて



あなたの事業を応援するパートナー

静岡県信用保証協会

目 次

- I 保証申込手続き
- II 保証審査(資格要件審査)
- III 保証審査(与信審査)
- IV 事業者選択型制度

I 保証申込手続き

1 保証申込書類

保証付融資が適当であると判断した場合は、申込書類の作成をお願いします。

申込書類は下記の書類で構成されています。提出書類に不足がある場合には、受付および保証審査が円滑に進まないため、漏れのないようにご協力をお願いします。

- 信用保証委託申込書・・・企業が保証協会に信用保証を委託する申込書です。
- 保証人等明細(信用保証委託申込書の裏面)・・・保証人を徴求する場合にご記入ください。
※経営者保証を提供する場合、申込書類と併せて『**経営者保証に関するガイドライン**』等に係るご説明の提出が必要です。
- 申込人(企業)概要・・・申込人の概要、経営者の略歴等を記載する書類です。
- 信用保証依頼書・・・金融機関が保証協会に信用保証を依頼する書類です。
- 個人情報の取扱いに関する同意書・・・個人情報の授受等について同意を得るための書類です。(本人、連帯保証人、担保提供者等)
※すでに包括同意書を提出している場合は不要。
- その他必要添付書類・・・「必要添付書類・チェックリスト」等で確認してください。

※信用保証委託契約書は令和3年7月1日から徴求時期が融資実行時となったため、融資実行後に提出いただくこととなっています。

I 保証申込手続き

2 保証申込書類記入の注意点

申込書類の記入方法については記入要領を参考にしてください。記入内容は保証審査上の重要な要素となりますので、漏れなく記入するとともに以下の点に注意してください。

◆ 信用保証委託申込書

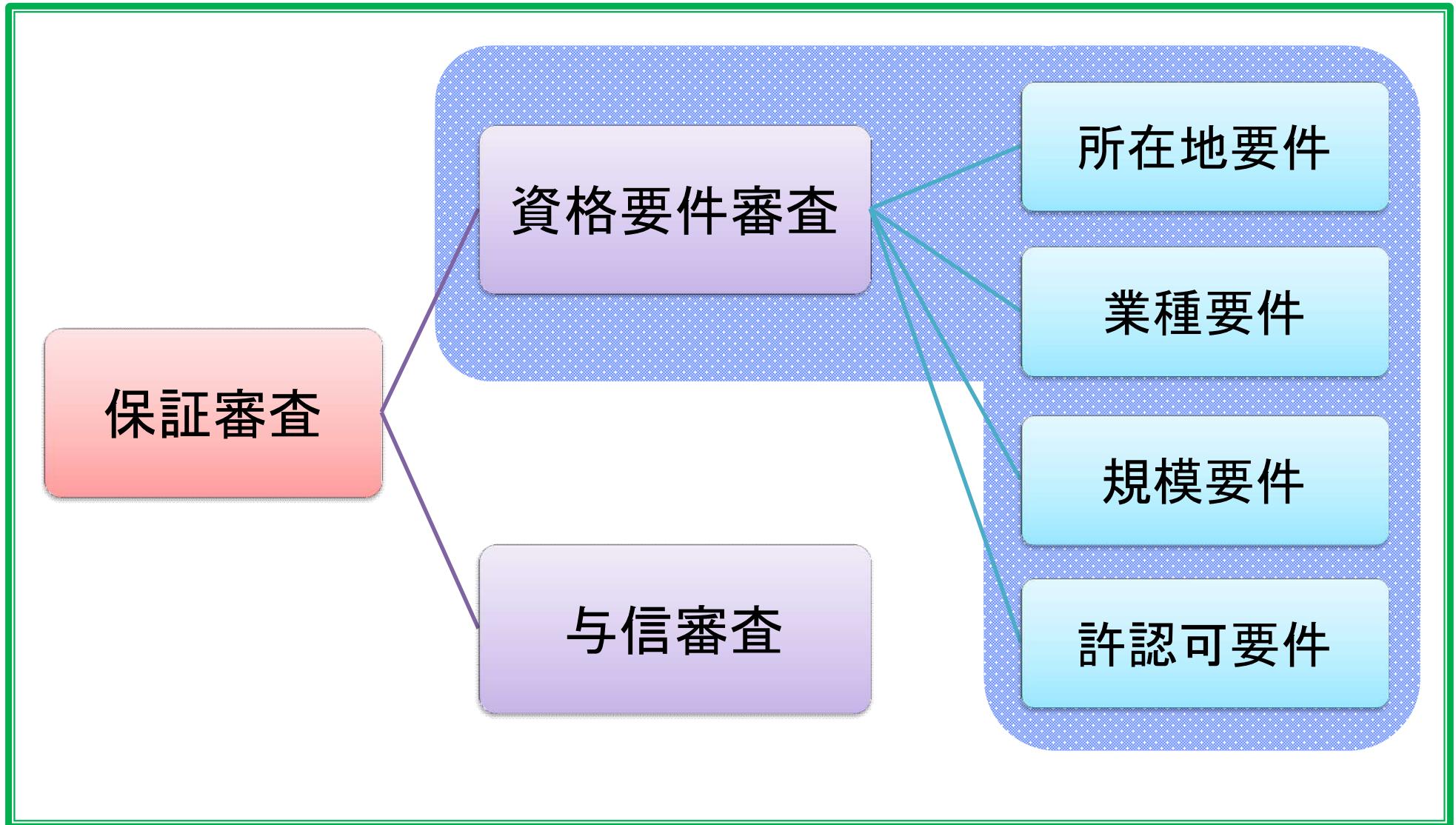
- ・資本金、従業員数、業種、許認可等は、信用保証制度の利用可否(資格要件)に関係しますので、申込時点における正確な情報を記入してください。

◆ 信用保証依頼書

- ・保証制度、貸付条件等は、利用される制度要綱に沿っているか確認してください。
- ・取引状況は、プロパー融資や保全状況も含めて漏れのないよう記入してください。
- ・金融機関所見では、金融機関としての取上理由や支援方針を明確にしてください。特に決算書からは見えない定性情報等がありましたら所見欄にご記入願います。

Ⅱ 保証審査(資格要件審査)

資格要件審査のイメージ



Ⅱ 保証審査（資格要件審査）

所在地要件

➤ 当協会の保証は、**静岡県内**に店舗・営業所・工場等（以下「事業所」）を有し、事業を
経営している方が対象となります。

（1）個人の場合

静岡県内に住居または事業所があること。

なお、住居とは単なる住民登録上の住所というだけではなく、原則として現に居住している
ことが必要です。

（2）法人の場合

静岡県内に本店または事業所があること。

本店の所在地や支店登記・支配人登記の有無にかかわらず、静岡県内において事業
を行っていることを必要とし、本店が単なる登記上の所在地で事業の実態が県内にない
場合は保証の対象となりません。

※創業もしくは県外事業者が本県に進出する場合は、原則として本県内での事業着手の確認が必要です。

（ただし、県内創業時の事業着手前に創業関連保証を利用する場合などの例外もありますのでご相談ください。）

※保証制度によっては、静岡県内における業歴等の資格要件を定めている場合があります。

Ⅱ 保証審査（資格要件審査）

業種要件

- 保証の対象となる業種は、**中小企業信用保険法施行令で定める業種**であり、一般にいう商工業のほとんどが対象となります。なお、業種判断の基準は、原則として日本標準産業分類に準拠します。

（※詳しくは「信用保証の実務解説 解説編」の「業種分類一覧表」でご確認ください。）

(1) 対象外業種

農林漁業、金融業（一部を除く。）、公序良俗の観点から公的機関として支援が難しい業種など。

（※飲食業のうち、風営法第2条第1項第1号から第3号までの接待飲食等営業については、「公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのないもの」に限り対象となります。）

(2) 対象業種と対象外業種の兼業

対象業種と対象外業種の兼業者は、対象業種の事業資金として使用されるものに関し、保証の対象となります。

ただし、対象外業種の属性等によっては取扱いできない場合もあります。

（※農業等との兼業の場合は、売上構成比等により保証対象資金を算出する方法もあります。）

II 保証審査（資格要件審査）

規模要件

- 保証の対象となる中小企業者の範囲は、「**資本金**」または「**常時使用する従業員数**」によって定まっています。なお、兼業している場合は、主たる事業で判定します。

業 種	資 本 金	常時使用する従業員数
製造業・建設業・運送業等	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業（飲食店を含む）	5千万円以下	50人以下

次の業種については規模要件が異なります。

ゴム製品製造業 （自動車または航空機用タイヤおよびチューブ 製造業、工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5千万円以下	200人以下

Ⅱ 保証審査（資格要件審査）

許認可要件

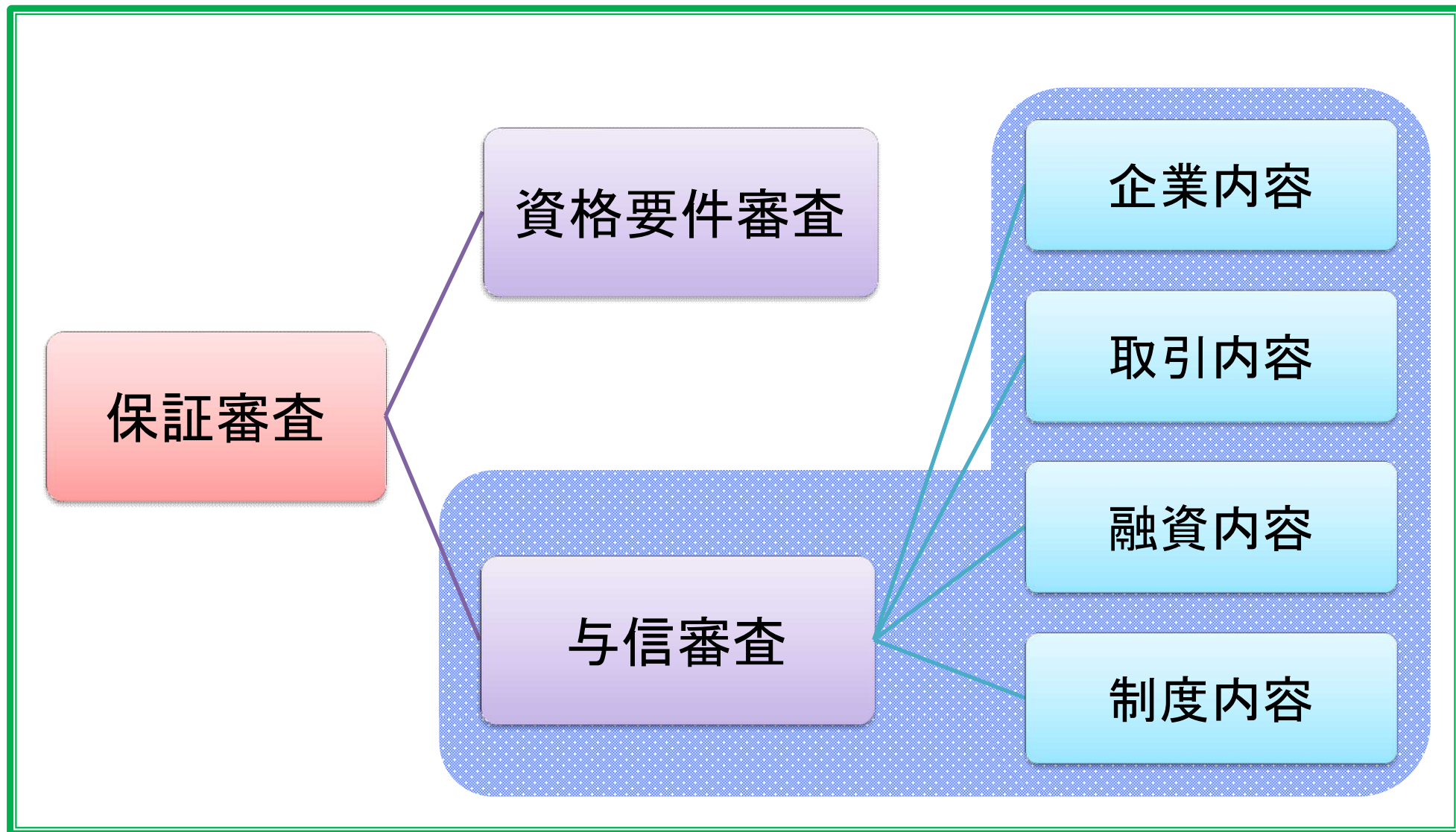
- 保証の対象となるのは**適法に事業を行う**中小企業者であり、保証協会では許可等を必要とする事業者については、当該事業に係る許可等を確認します。
- 保証協会が確認する許可等は、事業を行うために法律上必要とされるもののうち、公的な信用保証制度を利用する上で特に必要と認められるものに限定しています。
※ただし、必要に応じてその他の許可等を確認させていただく場合もあります。
 - ・許可・・・食料品製造業、同販売業、飲食店、建設業、運送業、古物営業 等
 - ・免許・・・酒類製造業、同販売業、宅地建物取引業 等
 - ・登録・・・測量業、建築士事務所、電気工事業、揮発油販売業 等
 - ・認証・・・自動車特定整備事業

【確認のポイント】

- ① 申込人と許可等の名義人が一致しているか。
- ② 申込人と許可等の住所（事業所）が一致しているか。
- ③ 有効期限は過ぎていないか。
- ④ 事業内容と許可等の内容が一致しているか。

Ⅲ 保証審査(与信審査)

与信審査のイメージ



Ⅲ 保証審査（与信審査）

企業内容

- 企業の沿革や経営者の資質等の「定性面の審査」、取扱品目、取引先、商流等の「事業内容(ビジネスモデル)の審査」、決算書等による「財務面の審査」を行います。
⇒基本的には金融機関が行う与信審査と同様のものです。
- 保証協会の審査では、信用保証委託申込書、同依頼書、申込人(企業)概要の記載内容や添付資料等が企業を知る上で重要な材料となります。また、資料の中で不明な点は、申込金融機関の担当者様へ電話等により照会させていただきます。

(1) 定性面の審査

- ・企業の沿革、経営者の資質、後継者の有無、株主の構成、資産背景、業界動向等

(2) 事業内容(ビジネスモデル)の審査

- ・取扱品目(製品、商品、サービス)、取引先、取引条件、関連企業、商流、収益構造等

(3) 財務面の審査

- ・決算書の連続性(棚卸資産、繰越利益、別表等)、業況の推移、財務分析、事業外流出、不良資産、規模に比し過大または変動の大きな科目、税金・社会保険料の納付状況、キャッシュフロー等

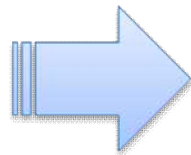
Ⅲ 保証審査（与信審査）

取引内容

- 金融機関および保証協会との取引状況の確認を行います。
- 保証協会が保証する前提条件は「金融機関が支援したい先」であるため、プロパー融資による支援状況等も審査の中で参考にします。
- また、保証利用状況（他金融機関分を含む）から、申込額が保証限度額の範囲内であるか、毎月の返済額や返済振り、既保証口との一本化の可能性等を確認します。

(1) 金融機関との取引状況

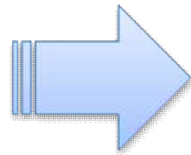
- ・プロパー残高とその推移
- ・預貸バランスや保全状況
- ・毎月の返済額や返済振り



金融機関の支援状況は？
申込企業との取引深度は？
プロパー融資の返済振りは？

(2) 保証協会との取引状況

- ・保証残高とその推移
- ・事故履歴や保全状況
- ・毎月の返済額や返済振り



信用保証による支援状況は？
保証限度額（制度枠、無担保枠等）の範囲内か？
保証付融資（他金融機関分含む）の返済振りは？
既保証口の借換による一本化は可能か？

Ⅲ 保証審査（与信審査）

融資内容

- 保証の対象となる資金用途は、中小企業者の「**事業資金**」（事業経営に必要な運転資金および設備資金）です。
- このため、生活資金、住宅資金、事業用ではない自動車購入資金、投機目的の不動産や有価証券取得資金等は対象になりません。
- 事業外流出（貸付金等）が多い先についても、内容を確認するなど注意が必要です。

(1) 融資内容の確認

- ・資金用途、金額の妥当性 ……何に使うのか？金額は妥当か？保証の対象となる資金か？
- ・返済条件（返済方法、期間） ……その返済条件で償還可能か？制度上認められている条件か？
- ・受注計画や設備計画等 ……事業経営上の必要性は？投資効果は？

(2) 資金用途に係る注意事項

① 旧債振替資金・借換資金

- ・旧債振替資金は原則として保証対象外。ただし、中小企業者の利益等を勘案して保証協会が特別に認めた場合（事前内諾によるつなぎ資金等）は保証の対象となります。
- ・既存の保証付融資（運転、設備）の借換資金は、「運転資金」として保証の対象となります。ただし、借換口を指定した申込みに対して保証協会が承諾することが必要です。

Ⅲ 保証審査（与信審査）

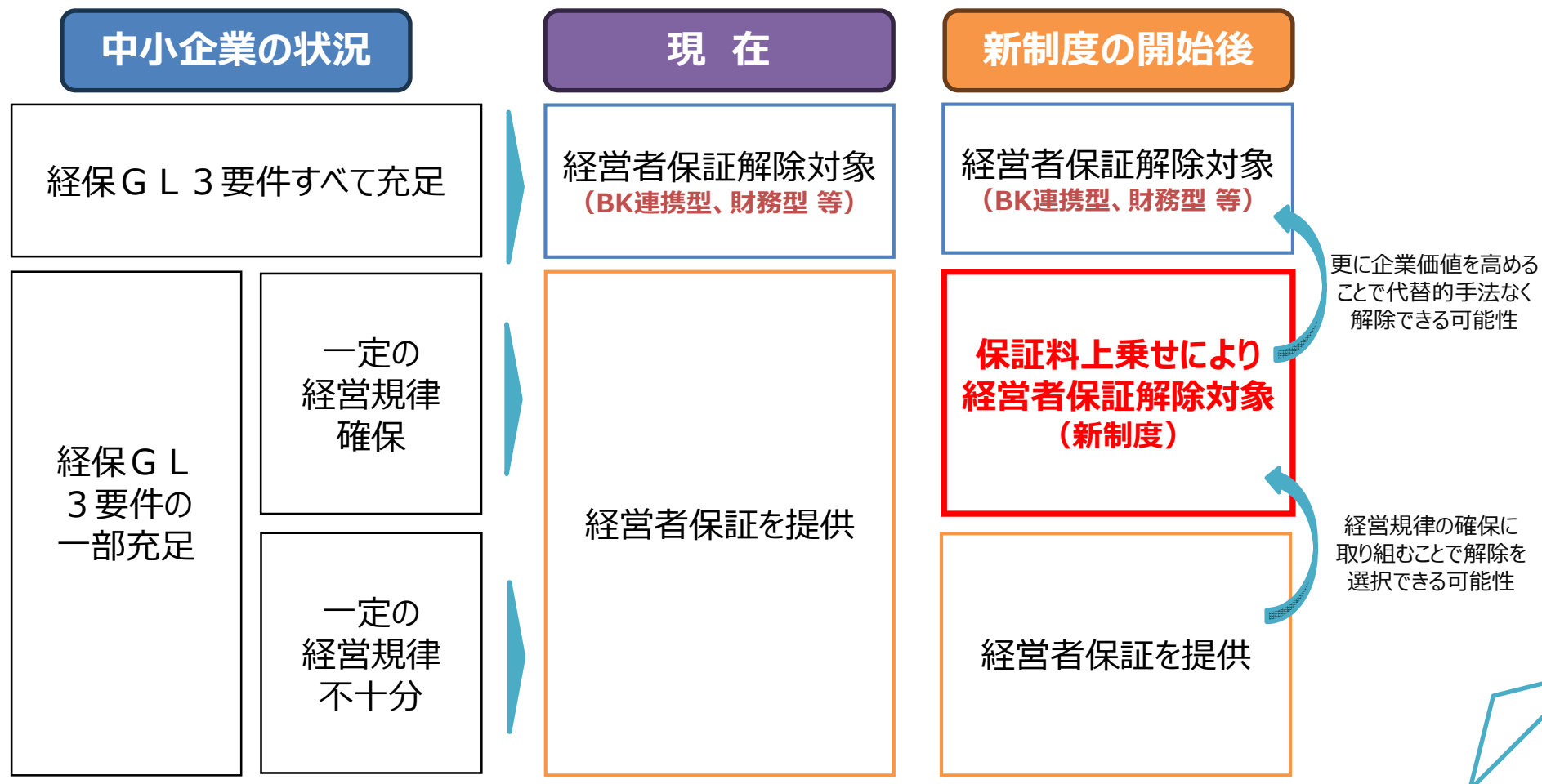
制度内容

- 中小企業者の多様なニーズにお応えするため、国の政策制度や全国统一制度、県・市町の制度、当協会の独自制度など、さまざまな保証メニューを用意しています。
- ご希望の融資内容に応じた保証制度を活用いただくことで、保証料の低減が図られたり、無担保の別枠を利用できる等のメリットがあります。
- ただし、保証制度ごとに要件等が定められている場合もあるため、確認が必要です。
- 県制度融資は、県と金融機関・保証協会がその条件に協力して融資を行うものです。
- 中小企業者に有利な融資条件（長期・固定・低金利）とするため、県から金融機関に対して利子補給を行うとともに、保証協会も保証料率を軽減しています。

IV 事業者選択型制度

- 令和6年3月15日申込受付分より、保証料率を上乗せすることにより、経営者保証ガイドラインよりも緩和した要件で、経営者保証を提供しないことを選択できる制度（以下「事業者選択型度」という。）の取扱いを開始しています。

(イメージ)



IV 事業者選択型制度

- 保険種別を横断的に適用する「事業者選択型経営者保証非提供制度」（以下「横断的制度」という。）は恒久措置、国が保証料補助を実施する全国統一保証制度「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」（以下「国補助制度」という。）は、制度が浸透するまでの3年間の時限措置となります。

①「事業者選択型 経営者保証非提供 制度」（横断的制度）

- ・保証制度（自治体制度含む）を問わず、横断的に適用される制度 ⇒個別の保証制度ではなく枠組み
- ・保証料上乘せ（0.25%または0.45%）
- ・恒久措置

②「事業者選択型 経営者保証非提供 促進特別 保証制度」（国補助制度）

- ・国からの保証料補助がある専用の保証制度 ⇒個別の保証制度
- ・保証料上乘せ（0.25%または0.45%） & 保証料補助（1年目0.15%、2年目0.10%、3年目0.05%）
- ・3年間の時限措置

※①および②の制度を総称して「事業者選択型制度」という。

※申込人資格要件や無担保保険を利用する場合の保証枠等は共通となる。

※それぞれ対象となる保険種別等の相違点は後述。

一本店・支店所在地と管轄エリア

本・支店の担当区域と事務所位置略図



本店



〒420-8710 静岡市葵区追手町5-4
アーバンネット静岡追手町ビル
4・5・6階



浜松支店



〒430-8666 浜松市中央区田町330-5
遠鉄田町ビル6階



沼津支店



〒410-8691 沼津市米山町6-5
沼津商工会議所会館3階



ご清聴いただき、
ありがとうございました。



あなたの事業を応援するパートナー

静岡県信用保証協会